

愛知県弥富野鳥園指定管理者募集に係る質疑及び回答

番号	資料名称	頁数	行数等	質疑事項（原文を記載）	回答
1	仕様書	9	第7 管理運営に要する費用	<p>第7において、「なお額の確定後は、運営に過不足が生じた場合でも、原則として委託料の変更は認めない。」と規定してありますが、昨今の物価変動の度合いは、指定管理制度が始まった当初では考えられない状況となっており、物品費、光熱水費、修繕費、人件費全てのものが想定外に上昇している現状があります。リスク分担表では、物価の変動については指定管理者の負担となっていますが、指定管理者の運営に支障をきたす恐れがあります。どのような状況になっても委託料の変更は認めてもらえないのか。また、どのような状況になれば対応していただけるのか。ここ最近の5年間で物価変動も激しいところであり、この傾向は今後も続くことが予想されています。この点に係る考え方をご教示いただきたいです。</p>	<p>指定管理期間中の物品費、光熱水費、修繕費、人件費の変動を見込んだ収支計画を作成してください。募集要項12ページの「(別表) リスク分担表」のとおり、物価変動については基本的に指定管理者が負担者となります。このため、年度途中での県からの補填等は、現時点では想定しておりません。</p>
2	仕様書	10	第10 物品	<p>愛知県では、令和8年4月1日から備品扱いとなる物品の取得金額が3万円から10万円に変更になり、3万円以上10万円未満で備品登録されたものについては、消耗品に区分換えすると伺っていますが、P20～22の別表8 物品品目別一覧表の中に令和8年4月1日以降消耗品に区分換えする物品は含まれていますか？</p>	<p>別表8「物品品目別一覧表」の中に消耗品になる物品は含まれています。詳細は別紙のとおりです。消耗品も貸与の対象となります。</p>
		20-22	別表8	<p>含まれていた場合、令和8年4月1日以降、その物品はP10の貸与の対象になりますか？</p> <p>貸与の対象にならない場合、指定管理者で用意する必要がありますか？</p> <p>貸与の対象にならない場合は、別表8 物品品目別一覧表のうち消耗品に区分換えする物品の番号、品名、取得金額及び仕様規格をご教示いただきたいです。</p>	